

児童扶養手当を受給されている方へ

児童扶養手当を引き続き受給するには、「児童扶養手当現況届」の提出が必要です。
 現況届の提出がないと手当が受けられなくなりますので、必ず期間内に提出いただきますようお願いいたします。(児童扶養手当の内容については「広報なんぶ6月号」をご覧ください)

- 《提出期間》 8月1日(月)～8月31日(水)
- 《受付時間》 午前8時30分～午後5時15分
- 《受付場所》 南部町福祉事務所
 (南部町健康管理センターすこやか内)
- 法勝寺庁舎 町民生活課
- 天萬庁舎 町民生活課
- 《提出書類》 児童扶養手当現況届・住民票謄本
 養育費に関する申告書など



※7月中に現在受給中の方には現況届の用紙と、必要書類について通知します。

【問合せ先】 南部町福祉事務所 ☎66-5522



進学したい！でも学費が出せない・・・
南部町進学奨励金制度をご利用ください

**募集締切
7月末**

奨励金の交付対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・同和地区に住所を有し、鳥取県育英奨学金貸与事務取扱要項第二条に規定する収入基準以下で、経済的に就学が困難な方 ・南部町に住所があり、高等学校^(※)に在籍している方 ・鳥取県育英奨学金を受けている方 (※) 高等学校、盲学校、聾学校、養護学校の高等部及び高等専門学校
資格要件の制限など	在籍する学校で授業料の減免を受けている方は、交付の対象にはなりません。 ※ただし、その保護者が生活保護の適用を受けているときは、減免を受けていないものとみなされます。
奨励金の支給額	月額 6,000円 (9月と12月にそれぞれ6か月分を支給します)
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・南部町進学奨励金交付申請書 ・在学証明書 ・世帯調書 (様式第2号) ・鳥取県育英奨学金の貸与を受けていることが分かる書類
募集締切	7月末日

【問合せ先】 南部町教育委員会 人権・社会教育課 ☎64-3787

●南部町ホームページにも募集要項を載せています ホームページアドレス <http://www.town.nanbu.tottori.jp>